

今年も実施します 「米の全量全袋検査」

- 福島県では、平成24年産米からすべての米で、放射性物質の「全量全袋検査」を実施してきました。
集荷業者の皆様の御理解と御協力に、感謝申し上げます。
- 平成30年産米も、県産米の安全性確保のため、引き続き、「米の全量全袋検査」を実施しますので、皆様方には、御理解と御協力をお願いいたします。
- 集荷業者の皆様には、これまで同様、全量全袋検査を受けた米のみを出荷していただきますよう、御協力のほどよろしく申し上げます。

平成30年産米検査のラベルは、**水色**です。



バーコードラベル(見本)



検査済ラベル(見本)

- 30年産米の検査では、「**水色**のバーコードラベル」を使用します。
※ 24年（白黒）、25年（**ピンク色**）、26年（**緑色**）、
27年（**オレンジ色**）、28年（**紫色**）、29年（**桃色**）産米の検査用の
バーコードラベルは30年産米の検査には使用できません。
- 米の集荷業者の方は、米袋にバーコードラベルが貼り付けられたことを確認した上で検査場に持ち込み、検査を受けてください。

検査の対象は「すべての米」です。

- 出荷・販売する米はもちろんですが、「自家消費米」、親戚などに配る「縁故米」、販売される「ふるい下米」など、**県内で収穫されたすべての米が検査の対象です。**
- **飼料用米も全量全袋検査の対象としています。**

集荷業者の皆様へお願い

- 29年度から、25Bq/kg以上の検体を対象とする追加検査を併せて実施していますので、御協力よろしくお願ひします。
- 米袋が破損しないよう、できる限り新しい出荷用（厚手）の袋を利用するようお願いいたします。
- ふるい下米も全量全袋検査の対象です。生産者ごとに30kg袋で検査してください。
- 「作付再開準備」区域及び「全量生産出荷管理」区域にあたる地域(※1)の米は、原則として当該区域を有する市町村内で全量全袋検査を行ってください。

※1 該当する市町村(抜粋)

川俣町の一部、富岡町の一部、大熊町の一部、浪江町の一部

○ 詳しくは農林水産省ホームページ「30年産米の作付制限等の対象地域」をご覧ください。

URL： http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/30kome_sakutuke_housin.html

検査結果を公開しています。

項目名	検査結果
識別番号	1801-123-4567-89
検査結果	測定下限値未満
測定下限値	25ベクレル/kg
検査年月日	2018/00/00
検査機器の種類	(連続型)〇〇式シンチレーション検査器

↑ 検査結果の公開イメージ

- 全量全袋検査の結果については、米袋の識別番号ごとに下記のホームページで公開します。
<https://fukumegu.org/ok/kome/>

このお知らせについてご不明な点は、お住まいの市町村、ふくしまの恵み安全対策協議会、県内の各農林事務所農業振興普及部・農業普及所、または県農林水産部水田畑作課へお問い合わせください。

福島県農林水産部水田畑作課 電話：024-521-7360・7369

ふくしまの恵み安全対策協議会 電話：024-573-0873